

一 内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文  
 内水面漁業の振興に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百二十四号）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定養殖業の指定）</p> <p>第一条 内水面漁業の振興に関する法律（以下「法」という。）第二十六条第一項の政令で定める養殖業は、うなぎ養殖業とする。</p> <p>（指定養殖業の許可の申請後養殖場が滅失した場合）</p> <p>第二条 指定養殖業（法第二十六条第一項に規定する指定養殖業をいう。以下同じ。）について法第三十条において読み替えて準用する漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定による公示があり、当該公示に係る許可の申請（以下「公示に係る許可の申請」という。）をした後に、当該申請に係る養殖場が滅失した場合において、滅失の日から六月以内に当該養殖場に代えて他の養殖場（次項において「新養殖場」という。）において当該養殖業を開始又は再開する見込みであるときは、公示に係る許可の申請をすべき期間の満了日までにその旨を農林水産大臣に届け出たことに限り、法第三十条において読み替えて準用する漁業法第五十八条の二第一項から第四項までの規定の適用については、当該申請に係る養殖場は、滅失していないものとみなす。</p> <p>2 前項の規定により滅失していないものとみなされた養殖場について</p>	<p>内水面漁業の振興に関する法律（以下「法」という。）第二十八条第一項の政令で定める養殖業は、うなぎ養殖業とする。</p>

ての同項の申請に基づく許可を受けた者は、新養殖場において当該養殖業を開始若しくは再開する日又は同項の養殖場の滅失の日から六月を経過する日のうちいずれか早い日までに、新養殖場の名称、所在地及び面積を農林水産大臣に届け出なければならない。この場合において、同項の養殖場の滅失の日から六月を経過する日までに届け出ないときは、当該許可は、同日にその効力を失う。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 次条第一項に規定する場合において、同項に規定する他の養殖場についてした公示に係る許可の申請をしたとき。

二 公示に係る許可の申請をした養殖場（以下この号において「旧養殖場」という。）が滅失したため、その旧養殖場に代えて他の養殖場について、その者から、法第三十条において読み替えて準用する漁業法第五十九条第二号の規定による指定養殖業の許可の申請（その内容が従前の許可を受けた内容と同一であるものに限る。）があり、かつ、その養殖場につき当該指定養殖業の公示に係る許可の申請があった場合（その同号の規定による許可の申請に対し、これに係る当該指定養殖業の許可の有効期間の満了日までに申請の却下を受けたときを除く。）

（滅失した養殖場に代わる他の養殖場についての指定養殖業の許可の申請）

第三条 指定養殖業について従前の許可を受けていた養殖場が当該指定養殖業についての公示に係る許可の申請をすべき期間の満了日の前六月以内に滅失した場合において、当該許可を受けていた者が当

該指定養殖業につきその養殖場に代えて他の養殖場についてした公示に係る許可の申請（一の滅失につき一の申請に限る。）は、法第三十条において読み替えて準用する漁業法第五十八条の二第三項及び第四項の規定の適用については、現に当該指定養殖業の許可を受けている者が当該指定養殖業の許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした当該指定養殖業の許可の申請とみなす。

2 前項の規定は、同項に規定する公示に係る許可の申請（以下この項において「代替養殖場についての申請」という。）のほか、当該従前の許可を受けていた養殖場が滅失したため、その者から、その代替養殖場についての申請に係る養殖場以外の養殖場（以下この項において「継続許可申請代替養殖場」という。）について法第三十条において読み替えて準用する漁業法第五十九条第二号の規定による当該指定養殖業の許可の申請（その内容が従前の許可を受けた内容と同一であるものに限る。）があり、かつ、その継続許可申請代替養殖場につき当該指定養殖業の公示に係る許可の申請があった場合（その同号の規定による許可の申請に対し、これに係る当該指定養殖業の許可の有効期間の満了日までに申請の却下を受けた場合を除く。）には、その代替養殖場についての申請については、適用しない。

（法第三十条において読み替えて準用する漁業法第五十九条の規定による許可の申請中の場合）

第四条 指定養殖業についての公示に係る許可の申請に係る養殖場に

ついでその者が法第三十条において読み替えて準用する漁業法第五十九条（第四号を除く。）の規定による当該指定養殖業の許可の申請（その内容が従前の許可を受けた内容と同一であるものに限る。）をし、これに対する許可又は申請の却下を受けていない場合には、当該公示に係る許可の申請は、法第三十条において読み替えて準用する漁業法第五十八条の二第三項及び第四項の規定の適用については、現に当該指定養殖業の許可を受けている者が当該指定養殖業の許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした当該指定養殖業の許可の申請とみなす。

（許可の申請後申請者が死亡し、解散し又は分割をした場合）

第五条 指定養殖業について公示に係る許可の申請をした者がその申請をした後に死亡し、合併により解散し、又は分割（当該申請に係る養殖場を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、その者）、当該合併後存続する法人若しくは当該合併によって成立した法人又は当該分割によって当該養殖場を承継した法人は、当該指定養殖業の公示に係る許可の申請をした者の地位を承継する。

2 前項の規定により公示に係る許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から二月以内にその旨を農林水産大臣に届け出なければならぬ。

（指定養殖業の許可に関する技術的読替え）

第六條 法第三十條の規定により漁業法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十六條の見出し及び同條第一項	許可又は起業の認可	許可
第五十六條第二項	許可又は認可	許可
第五十七條の見出し及び同條第一項	許可又は起業の認可	許可
第五十七條第一項第三号	船舶	養殖場
第五十八條第一項	許可又は起業の認可をする	許可をする
	第五十五條第一項及び第五十九條	第五十九條
	その許可又は起業の認可	その許可
	並びに許可又は起業の認可	及び許可
第五十八條第二項	許可又は起業の認可	許可
第五十八條第四項	許可をし又は起業	許可をしても

第五十九條第一 号	第五十九條第一 号	可	許可又は起業の認 可	次に該当する場合 かに該当する場合	次の各号のいずれ かに該当する場合	許可等	可	許可又は起業の認 可	の認可	船舶	可	許可又は起業の認 可	船舶	可	許可又は起業の認 可	項まで	第一項から第四 項まで	第五十八條の二 第一項から第四 項まで	項	
																				他の船舶
	他の養殖場	一部	受けた養殖場の全部又は 一部	許可	次の各号のいずれ かに該当する場合	許可	許可	許可	の認可	養殖場	許可	許可	養殖場	許可	許可					

第六十二条の二	項 第六十二条第二	項 第六十二条第一	第六十一条	第五十九条第三	第五十九条第二	
許可等	可 許可又は起業の認	可 船舶 許可又は起業の認	可 許可又は起業の認 受けた船舶 船舶の総トン数を増加し、又は操業区域	可 許可又は起業の認 受けた船舶 当該船舶	可 許可又は起業の認 他の船舶 許可又は起業の認	可 許可又は起業の認 受けた船舶
許可	許可 養殖場	許可 養殖場	許可 受けた養殖場 養殖場において養殖することができ る水産動植物の量	許可 受けた養殖場の全部又は一部 当該養殖場	許可 受けた養殖場の全部又は一部 他の養殖場	許可 受けた養殖場の全部又は一部

の見出し	第六十二条の二 第一項各号列記 以外の部分	許可又は起業の認 許可
第六十二条の二 第一項第一号	船舶	養殖場
第六十二条の二 第一項第二号	許可又は起業の認 可	許可
第六十二条の二 第一項第三号	船舶 船舶	養殖場 養殖場
第六十二条の三 の見出し	許可等	許可
第六十二条の三 、第六十三条第 一項及び第六十 四条	許可又は起業の認 可	許可
第三百三十三条第 一項	漁業	指定養殖業の許可
第六十三条第一 項において読み 替えて準用する 水産資源保護法 (昭和二十六年	漁船に乗り組んで いる者及び当該漁 船のために陸上作 業をしている者	養殖場で作業をしている 者



法律第三百十三

号)第十二条

二 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 〓 四百四十一 （略）</p> <p>四百四十二 内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 〓 四百四十一 （略）</p>

三 その他経過措置等（附則第一条から第三条まで関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成二十七年六月一日から施行する。</p> <p>（うなぎ養殖業の許可に関する経過措置）</p> <p>第二条 この政令の施行前にうなぎ養殖業につき内水面漁業の振興に関する法律第二十八条第一項の規定による届出をした者は、平成二十七年十月三十一日までの間は、当該養殖業について同法第二十六条第一項の許可を受けたものとみなす。</p> <p>2 前項の規定によりうなぎ養殖業の許可を受けたものとみなされる者に対しては、当該許可に係る許可証は、交付しないものとする。</p> <p>第三条 前条第一項の規定によりうなぎ養殖業の許可を受けたものとみなされる者については、内水面漁業の振興に関する法律第三十条の規定において読み替えて準用する漁業法第五十八条の二第三項の規定の適用については、同項中「当該許可において定められた水産動植物の量」とあるのは、「当該申請をした者の内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三十三号）第二十八条第一項の規定による届出に係るうなぎ養殖業の実態を勘案して農林水産省令で定める水産動植物の量」とする。</p>	